

四日市市告示第 203 号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

四日市市長 森 智広

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 27 年四日市市告示
第 66 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支援員派遣の手続)</p> <p>第 9 条 派遣対象世帯名簿に登録された支援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、<u>家庭生活支援員派遣申込書（第 8 号様式）</u>を所長に提出するものとする。ただし、書類による事前申込みが真に困難な場合は、電話による申込みも受け付けるものとする。この場合において、<u>利用者は、速やかに家庭生活支援員派遣申込書を提出するものとする。</u></p> <p>2 所長は、前項の申込みを受けた場合には、当該申込みの内容を確認の上、速やかに支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、<u>日常生活支援事業予約完了通知書（第 9 号様式）</u>により当該利用者</p>	<p>(支援員派遣の手続)</p> <p>第 9 条 派遣対象世帯名簿に登録された支援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、<u>家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書（第 8 号様式）</u>を所長に提出するものとする。ただし、書類による事前申込みが真に困難な場合は、電話による申込みも受け付けるものとする。この場合において、<u>利用者は、次項に規定する予約通知を受けたのち、速やかに家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書を提出するものとする。</u></p> <p>2 所長は、前項の申込みを受けた場合には、当該申込みの内容を確認の上、速やかに支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、<u>家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書</u>により当該利用者に通</p>

に通知するとともに、日常生活支援依頼書（第10号様式）により支援員に通知するものとする。この場合において、予約事項に変更がない場合には、支援員派遣当日をもって支援決定がなされたものとみなす。

- 3 所長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第11号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（支援員派遣の変更又は中止の連絡）

第10条

- 1 （略）
- 2 所長は、前項の連絡を受けた場合は派遣調整等を行うものとする。この場合において、調整が可能である場合は、予約事項を変更し、速やかに利用者及び支援員に連絡しなければならない。ただし、調整ができなかった場合は、所長は予約を取り消し、派遣を取りやめることができる。

3から4まで （略）

（支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し）

知するとともに、日常生活支援依頼書兼報告書（第9号様式）により支援員に通知するものとする。この場合において、予約事項に変更がない場合には、支援員派遣当日をもって支援決定がなされたものとみなす。

- 3 所長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第10号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（支援員派遣の変更又は中止の連絡）

第10条

- 1 （略）
- 2 所長は、前項の連絡を受けた場合は、受理済みの家庭生活支援員派遣申込書兼予約完了通知書の備考欄に変更事項を記載し、派遣調整等を行うものとする。この場合において、調整が可能である場合は、予約事項を変更し、速やかに利用者及び支援員に連絡しなければならない。ただし、調整ができなかった場合は、所長は予約を取り消し、派遣を取りやめることができる。

3から4まで （略）

（支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し）

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止し又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1)から(5)まで (略)

(6) この事業を最後に利用してから5年間利用がなかったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情によりこの事業の利用が困難になったとき。

(支援完了報告書)

第14条 支援員は、第9条第2項による支援を完了した後、日常生活支援報告書(第12号様式)を作成し、所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による日常生活支援報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市長が当該支援員に手当を支給するものとする。

(支援員の責務)

第15条 (略)

(関係機関との協力)

第16条 (略)

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止し又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1)から(5)まで (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情によりこの事業の利用が困難になったとき。

(支援完了報告書)

第14条 支援員は、第9条第2項による支援を完了した後、日常生活支援依頼書兼報告書を作成し、所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による日常生活支援依頼書兼報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市長が当該支援員に手当を支給するものとする。

(利用者負担金)

第15条 (略)

(支援員の責務)

第16条 (略)

(関係機関との協力)

第17条 (略)

(補則) 第17条 (略)	(補則) 第18条 (略)
------------------	------------------

第1号様式を次のように改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

家庭生活支援員登録申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者氏名

ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員〔子育て支援・生活援助〕に登録したく申請します。また、私は四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第16条に規定される支援員の責務を遵守いたします。

氏 名	
生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日生 (歳)
住 所	
連 絡 先	(電 話) — — (携帯電話) — —
職 業	
登録希望理由	
活動可能地域	
活動可能時間帯等	
資格保有状況 (ホームヘルパー、 子育て講習受講等)	※資格保有状況が証明できるものを添付すること
備考	

第8号様式から第10号様式を次のように改める。

家庭生活支援員派遣申込書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

住所

申込者 氏名

電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援員の派遣を申し込みます。

申込理由				
派遣期間	年 月 日		午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで (合計) 時間(1時間未満は切り上げ)	
日常生活支援内容	援助を受けたい場所 (申込者の自宅・支援員の居宅・その他) 支援を受ける者の数 (大人 人・児童 人) <input type="checkbox"/> 子育てに関する支援 ①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 ③ <u>その他子育て上支援が必要な用務</u> (具体的な用務内容:) <input type="checkbox"/> 生活に関する援助 ①食事の世話 ②住居の掃除 ③身の回りの世話 ④生活必需品等の買物 ⑤医療機関等との連絡 ⑥その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)			
※子育てに関する支援の場合	名前		名前	
	年齢	歳	年齢	歳
	その他		その他	
備考	※対象児童が3人以上の場合は備考欄に記入をお願いします。			

日常生活支援事業予約完了通知書

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業の予約について下記のとおり通知する。

派遣期間	年 月 日		
	午前・午後	時 分	～ 午前・午後 時 分まで (合計) 時間(1時間未満は切り上げ)
派遣場所	1申込者の自宅 ・ 2支援員の居宅 ・ 3その他()		
支援区分	1 生活援助 2 子育て支援		
支援内容			
派遣する 家庭生活 支援員名	時間	名前	
	午前・午後	時 分～	
	午前・午後	時 分まで	
	午前・午後	時 分～	
	午前・午後	時 分まで	
	合計	時間	
年間利用累計時間	累計時間 時間		

日常生活支援依頼書

年 月 日

家庭生活支援員

様

四日市市社会福祉事務所長

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業におけるひとり親家庭等への日常生活支援を依頼します。

1. 日常生活支援を必要とするひとり親家庭等

住 所	
氏 名	
電話番号	

2. 支援内容

派遣期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 まで (合計) 時間 (1時間未満は切り上げ) 支払い見込金額 円	
日常生活支援の内容	援助を受けたい場所 (申込者の自宅 ・ 支援員の居宅 ・ その他()) 支援を受ける者の数 (大人 人 ・ 児童 人) <input type="checkbox"/> 子育てに関する支援 ①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 ③その他子育て上支援が必要な用務 (具体的な用務内容:) <input type="checkbox"/> 生活に関する援助 ①食事の世話 ②住居の掃除 ③身の回りの世話 ④生活必需品等の買物 ⑤医療機関等との連絡 ⑥その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)	
※子育てに関する支援の場合	児童	名前 (歳)
	人	名前 (歳)
		名前 (歳)
その他参考事項		

第 1 1 号様式から第 1 2 号様式を次のように定める。

第11号様式（第9条関係）

家庭生活支援員派遣不承認通知書

第 号—
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

年 月 日付けで申込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣申込書について審査した結果、派遣が認められませんでしたので、通知します。

不承認理由 :

日常生活支援報告書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

家庭支援員

住所

氏名

※署名または記名押印

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施結果を次のとおり報告します。

実施期間	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで (合計) 時間 (1時間未満は切り上げ)
支援場所	1申込者の自宅 ・ 2支援員の居宅 ・ 3その他 ()
支援内容	<input type="checkbox"/> 依頼書の支援内容で支援を行いました <input type="checkbox"/> 下記のとおりの変更(社会福祉事務所長の事前承認あり)がありましたが、それ以外は依頼書のとおりの内容で支援を行いました
変更点	
備考	

【支援を受けた対象世帯記入欄】

上記のとおり家庭生活支援員の派遣を受けました。

また、私の費用負担がある場合は、遅滞なく四日市市に支払います。

年 月 日

氏名

※署名または記名押印

偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。))を有するもの

((イ)に掲げる者を除く。)

(イ) (ア)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ令和元年の所得が500万円以下であるもの

(ウ) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの

2. 子育て支援の利用者負担額については、次の(ア)から(ウ)のとおりとする。

(ア) 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。

(イ) 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。

(ウ) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）	(略)	
四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第41号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平	(略)	

成 1 9 年 四 日 市 市 告 示 第 1 3 7 号)		
<u>四 日 市 市 一 人 親 家 庭 等 日 常 生 活 支 援 事 業 実 施 要 綱</u> (平成 2 7 年 四 日 市 市 告 示 第 1 6 6 号)	<u>第 1 号 様 式、第 5 号 様 式 及 び 第 9 号 様 式</u>	
四 日 市 市 東 海 道 お も て な し 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 (平 成 3 0 年 四 日 市 市 告 示 第 4 1 号)	(略)	
(略)		

(こども未来部こども家庭課)

改正後

改正前

別表 2 (第 15 条関係)

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1 時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の課税世帯	7 0 円	1 5 0 円

(備考)

1 利用世帯の区分の適用にあたり、令和 3 年 3 月から 5 月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた利用者世帯のうち次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者については、地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者 (母又は父を除く。) であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の令和元年の所得については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 381 号) 附則第 7 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項 (第 3 号に規定する控除を除く。) の規定の例により計算した額から、(ア) 又は (ウ) に該当する場合にあっては 27 万円を、(イ) に該当する場合にあっては 35 万円を控除した額とする。

(ア) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子 (令和元年の所得 (地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。) が所得税法 (昭和 22 年法律第 27 号) 第 86 条第 1 項の規定により控除される額 (以下「基礎控除額」という。) 以下である子 (他の者の控除対象配